

第1章 総則

(目的)

第1条 愛知学院大学短期大学部（以下「本学」という。）は教育基本法及び学校教育法、歯科衛生士法の規定に基づき、社会構造の変化、歯科医療を取りまく環境の変化に的確に対応できるための能力を養い、口腔の健康の向上ならびに維持増進に寄与できる実際的な大学専門教育を授けることを目的とし、併せて愛知学院設立の趣旨である仏教主義、特に禅的教養を身につけた人材を育成し広く文化の発展に寄与することを使命とする。

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検、評価等に関することは、別にこれを定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第1条の3 本学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、広く社会に公表する。

2 前項の目的は、別にこれを定める。

第1条の4 本学は、その教育研究活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する。

第1条の5 本学は、その教育研究成果を広く社会に提供し、社会の発展に寄与する。

(学科)

第2条 本学に歯科衛生学科を置く。

(修業年限)

第3条 本学の修業年限、歯科衛生学科は3年とする。

(学生定員)

第4条 本学の学生定員を次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
歯科衛生学科	100名	300名

第2章 教育課程

(授業科目と単位数)

第5条 歯科衛生学科の授業科目は、基礎分野科目・専門基礎分野科目・専門分野科目・選択必修分野科目及び卒業研究とし、その単位数は別表1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第6条 各授業科目の単位は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを原則とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準によって計算する。

(1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては15時間の演習をもって1単位とすることができる。

(3) 実験・実習については、45時間の実験・実習をもって1単位とする。

ただし、授業科目の種類によっては30時間の実験・実習をもって1単位とすることができる。

(4) 実技については、45時間の実技をもって1単位とする。

(5) 卒業研究については、その学修の成果を評価するものとし所定の単位を与える。

第6条の2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第6条の3 本学は、講義、演習、実験・実習又は実技による授業を多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

(卒業要件単位)

第7条 歯科衛生学科については、基礎分野科目から10単位必修、専門基礎分野科目から22単位必修、専門分野科目から61単位必修、選択必修分野科目から8単位以上及び卒業研究については2単位必修とし、合計103単位以上を履修しなければならない。

(既修得単位等の認定及び技能審査の認定)

第7条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において修得した単位を、46単位を超えない範囲で当該教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第7条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の単位数は、前条により本学において修得した者とみなす単位数と合わせて46単位を超えないものとする。

第7条の4 本学は教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生度により修得した単位を含む。)を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 既修得単位等の認定に関する事項は、別にこれを定める。

第8条 履修に関する事項は、別にこれを定める。

### 第3章 学年・学期・休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 1学年を次の2期に分ける。ただし、教育上必要な場合は、春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第11条 本学の休業日を次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

- (2) 創立記念日 (10月15日)
  - (3) 日曜日
  - (4) 夏期休業日 (別に定める)
  - (5) 冬期休業日 (別に定める)
  - (6) 春期休業日 (別に定める)
- 2 学長は、教授会の議を経て前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

#### 第4章 入学・在学・休学・復学・退学・除籍・再入学・転学

(入学の時期)

第12条 学生の入学時期は、毎年度の始めとする。

(入学資格)

第13条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学の出願)

第14条 前条の入学志願者で、その年度の3月31日までに所要の資格を得ることができる見込のある者は、当該機関長の証明を得て、入学を出願することができる。

(入学者の選考)

第15条 入学試験は、別に定める入学者受入方針に従ってこれを行う。

第16条 入学志願者は指定の書類に別に定める入学検定料を添えて本学学長に提出しなければならない。

- 2 既納の入学検定料はいかなる理由があっても、これを返還しない。
- 3 入学検定料については、別にこれを定める。

(入学手続き)

第17条 第13条の入学志願者につき、別に定めるところにより選考のうえ合格者を定める。

- 2 合格者は、所定の期日までに入学学納金を納め、保証人連署の在学誓書その他所定の書類を提出しなければならない。
- 3 前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第18条 保証人は、日本国内に居住する者であり、かつ、父母又は独立の生計を営む親族あるいは縁故者でなければならない。

第19条 学生又は保証人は、改名、住所その他重要な事項に変更があった場合は、直ちにこれを届け出なければならない。ただし、改名した場合には、氏名変更を証明できる書類を添付し届出なければならない。

第20条 保証人が死亡又は第18条の資格を失った時は、直ちに他の人をもってこれに代え、所定の手続きを取らなければならない。

第21条 (削除)

第22条 学生の疾病又は避けることができない事由によって欠席するときは、その理由を記して届け出なければならない。

欠席が2週間以上に亘る時はその届書に保証人が連署し、疾病の場合には医師の診断書を添付し届出なければならない。

(休学及び復学)

第23条 学生が疾病又はやむを得ない事由によって、3ヶ月以上修学することの出来ない場合は、保証人連署をもって願い出て、学長の許可を得て休学することが出来る。ただし、疾病による場合は、願書に医師の診断書を添付することを要する。

2 休学は同一学年において1年以内に限る。ただし、特別の事情のある者には、更に1年以内の休学を許すことがある。

3 休学の事由が止んだときは、遅滞なく復学を願い出て、その許可を得て原学年の課程を修めなければならない。

4 休学の願い出は、学期毎に行うこととする。

5 休学に関する事項は、別にこれを定める。

第23条の2 通算して休学できる期間は3年とする。

(退学及び除籍)

第24条 学生が病気その他の事由により退学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 退学に関する事項は、別にこれを定める。

第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者は除籍とする。

(1) 学納金の納入を怠り、督促を受けてもなおこれを納入しない者

(2) 学納金納入期間を過ぎて、退学を願い出た際、学納金の納入がなされていない者

(3) 第23条第2項又は第23条の2に定める休学期間を超えてなお復学しない者

(4) 第29条定める在学年数を超えた者

(5) 死亡または長期にわたって行方不明の者

2 除籍に関する事項は、別にこれを定める。

(再入学)

第25条 退学又は除籍された者であって、その日から2年以内に再入学を願い出た時は、選考の上、原学年以下の学年に入学を許可することがある。

2 再入学に関する事項は、別にこれを定める。

(転入学)

第26条 他の大学から本学に転入学を希望する者は、選考の上これを許可することがある。その場合は第16条及び第17条を準用する。

(転学)

第27条 学生は、学長の許可を受けなければ、他の学校に入学又は他の学校の入学試験を受けることができない。

第28条 やむを得ない事由による場合のほか、学生の転学は許されない。

(在学期間)

第29条 歯科衛生学科の学生は、6年を超えて在学することができない。ただし、休学の期間はこれを算入しない。

## 第5章 賞罰

(表彰)

第30条 本学学生で品行方正、学術優秀な者、又は他の学生の模範となるべき行いをした者は、学長は教授会の議を経てこれを表彰することができる。

2 表彰に関する事項は、別にこれを定める。

(懲戒)

第31条 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があるときは、学長は、教授会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒は軽重によって訓告・停学（有期・無期）及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良であって改善の見込がないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込がないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関する事項は、別にこれを定める。

第32条 校舎及び器具等を毀損したときは、相当の賠償をしなければならない。

(学生の心得)

第33条 学生の心得に関する事項は、別にこれを定める。

## 第6章 試験及び卒業

(試験の時期)

第34条 学科試験は、毎学期末にこれを行う。

(追試験)

第35条 病気その他やむを得ない事由によって試験に応ずることが出来なかったものに対しては、願により追試験を行う。

(試験等の受験資格)

第36条 一定の時間（授業の3分の2、臨床実習については4分の3）以上履修しなかった科目については、その試験を受けることができない。

(学習の評価)

第37条 授業科目の成績評価は、A A、A、B、C、D、Eで表し、A A、A、B、Cを合格とし、D、Eを不合格とする。

(単位の認定)

第38条 学科試験に合格した科目に対しては、所定の単位を与える。

(課程修了の認定及び卒業)

第39条 歯科衛生学科は3年以上在学して、第7条に定める単位を修得し、卒業試験に合格し、短期大学部教授会の卒業判定の議を経た者には学位を授与する。

2 学科の卒業生は、下記の区別に従い、短期大学士の学位を授与する。

歯科衛生学科の卒業生は短期大学士（歯科衛生）

## 第7章 授業料その他の学納金

(授業料及び納入期日)

第40条 授業料、その他学納金に関する事項は、別にこれを定める。

第40条の2 別に定める実験及び実習に要する経費は、学納金と同様に納入しなければならない。

第41条 学費の支弁が極めて困難であると認められるに至った学生に対しては、学業成績、操行、勤怠等が斟酌して授業料の全部又は一部を免除し、又は学年末まで猶予することがある。

(休学中の授業料及び学納金)

第42条 休学の許可を受けた学生は休学期間中の学納金を免除する。ただし、在籍料を納入しなければならない。

第43条 授業料以外の学納金は、授業料と同時に納付する。

(学納金の返還)

第44条 すでに納めた授業料その他の学納金は、別に定める場合を除き返還しない。

第45条 (削除)

## 第8章 専攻科

(設置)

第46条 本学に、専攻科(口腔保健学専攻)(以下「専攻科」という。)を置く。

(目的)

第47条 専攻科は、歯科衛生学科における教育の基礎の上に、口腔保健学のより専門的知識ならびに高度な技術を教授し、口腔保健衛生の進展向上に寄与する人材を養成することを目的とする。

(学生定員)

第48条 専攻科の学生定員は、次のとおりとする。

専攻科	入学定員	収容定員
口腔保健学専攻	10名	10名

(修業年限)

第49条 専攻科の修業年限は、1年とする。

(在学年限)

第50条 専攻科の学生は、2年を超えて在学することができない。

(入学の時期)

第51条 専攻科の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第52条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 3年制の短期大学における歯科衛生に関する学科を卒業した者で、歯科衛生士免許を有する者
- (2) 修業年限を3年以上とする専修学校の歯科衛生に関する専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者で、歯科衛生士免許を有する者
- (3) 外国において学校教育における15年の課程(最終の課程が歯科衛生に関する者に限る)を修了した者で、本邦の歯科衛生士免許を有する者

(転入学等の制限)

第53条 専攻科への転入学・編入学及び再入学は認めない。

(授業科目及び単位数)

第54条 専攻科の授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。ただし、変更する場合は、教授会の議を経て学長が承認する。

(休学期間)

第55条 専攻科学生の休学期間は、1年を超えることができない。

2 前項の休学期間は、第50条に定める在学年限に算入しない。

第55条の2 通算して休学できる期間は1年とする。

(修了に必要な単位数)

第56条 専攻科の修了に必要な単位数は、別表2に定める科目について、36単位以上とする。

(修了)

第57条 専攻科に1年以上在学し別表2に規定する単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(授業料及び納入期日)

第58条 専攻科の授業料、その他学納金に関する事項は、別にこれを定める。

(準用規定)

第59条 本学則第6条、第7条の2第1項、第8条から第11条、第16条、第17条、第18条から第22条、第24条から第24条の2、第30条から第38条の規定は専攻科において準用するものとする。この場合において、第17条中「第13条」とあるのは「第52条」と読み替えるものとする。

## 第9章 職員組織

(職員)

第60条 本学に学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員の教職員を置く。

2 本学には、前項のほか、副学長、その他必要な教職員を置くことができる。

第61条 本学の事務を処理するために、必要な事務組織を置く。

2 事務組織に関する事項は、別にこれを定める。

(職員の職務)

第62条 本学の職制に関する事項は、別にこれを定める。

## 第10章 教授会

(教授会)

第63条 本学に教育上重要な事項を審議するための教授会を置く。

教授会に関する事項は、別にこれを定める。

## 第11章 図書館

(図書館)

第64条 本学に図書館を置く。

2 前項の図書館は、歯学・薬学図書館情報センターを以って充てる。

第65条 図書館に関する事項は、別にこれを定める。

## 第12章 科目等履修生・聴講生及び委託生

(科目等履修生)

第66条 本学所定の学科目中、1科目または複数科目について履修を希望する者がある時は、当該科目の授業に支障がない限り、選考のうえ科目等履修生として許可することがある。

第67条 履修許可の時期は学年又は学期の初めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

第68条 履修を志願する者は、願書に履修科目及び期間を記載し、履歴書を添え学長に提出しなければならない。

第69条 科目等履修生は、所定の科目履修料を前納しなければならない。既納の科目履修料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第70条 科目等履修生に関する事項は、別にこれを定める。

(聴講生)

第71条 本学において特定の授業科目を聴講する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(委託生)

第72条 官公庁又は公共団体から1年以上を在学期間とし、学習科目又は研究事項を定め願ひ出る者があるときは、委託生として入学を許可することができる。

### 第13章 外国人留学生・帰国学生

(外国人留学生・帰国学生)

第73条 外国人及び帰国生徒で、本学に入学を志願する者がある時は、特別の選考によって入学を許可することができる。

2 前項の選考によって入学を許可された学生を、外国人留学生・帰国学生とする。

### 第14章 公開講座

(公開講座)

第74条 本学は、必要に応じ、公開講座を設けることがある。

### 第15章 厚生保健

(厚生保健施設)

第75条 本学に厚生保健に関する施設を置き、これを学生の利用に供する。

(健康診断及び保健管理)

第76条 学生は、毎年所定の健康診断を受けなければならない。学長は、学生の保健を管理し、必要に応じ治療を命じ、また登校を停止させることがある。

第77条 学生は、本学の施設を利用しようとするときは、所定の手続きを経なければならない。

### 第16章 改正手続

(改正手続)

第78条 この学則の改正は、教授会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

本学則は昭和25年4月1日から施行する。(認可・制定)

(中略)

本学則は令和8年4月1日から施行する。(一部改正)

(令和8年度入学生より適用する)

別表 1

## 歯科衛生学科授業科目及び単位数

部門	分野	科目名	単位数		備考	
			必修	選択		
基礎分野科目	の基盤 科学的思考	人間と生物	2		10 単位必修	103 単位 以上修得
		生活と化学	2			
	の理解 人間と社会生活	人と宗教	1			
		コミュニケーションとプロフェッショナル	2			
		人の行動と心理	2			
	外国語	英語会話	1			
専門基礎分野科目	と機能 を(歯と口腔を除く)の構造	人体の構造	2		22 単位必修	
		細胞の構造と働き	1			
		人体の機能	1			
	構造 の機能と	歯と口腔の構造	2			
		歯と口腔の機能	1			
		人体と歯・口腔の分子的基盤	2			
	過程の促進 ち及び回復	人体と口腔の病因病態診断	2			
		人体と口腔の感染と免疫	2			
		人体と歯科の薬物	2			
	と社会の仕組み 予防に関わる人間	健康とその増進	1			
		口腔の健康とその増進 1	2			
		口腔の健康とその増進 2	1			
		社会制度と歯科・歯科と歴史	1			
歯科とデータサイエンス		2				
専門分野科目	士 衛生 歯科 概論	歯科衛生士概論	2		61 単位必修	
	臨床歯科医学	臨床歯科総論	1			
		硬組織疾患と対応	1			
		歯髄疾患と対応	1			
		歯周疾患と対応	1			
		歯と歯冠の欠損と対応	1			
		口腔の外科疾患と対応	1			
		歯列の不正と対応	1			
		小児と歯科	1			
		歯科と放射線	1			
		高齢者・障害者と歯科	1			
		口腔機能管理	1			
		歯科と材料	1			

		歯科英語	1			
		歯科臨床英語会話	1			
		多職種連携と口腔健康管理	1			
	歯科衛生士専門科目		歯科予防処置論	2		
			歯科予防処置論実習Ⅰ	1		
			歯科予防処置論実習Ⅱ	1		
			歯科予防処置論実習Ⅲ	1		
			歯科予防処置論実習Ⅳ	1		
			歯科予防処置論実習Ⅴ	1		
			歯科予防処置論実習Ⅵ	1		
			歯科保健指導論	1		
			歯科保健指導論実習Ⅰ	1		
			歯科保健指導論実習Ⅱ	1		
			歯科保健指導論実習Ⅲ	1		
			歯科保健指導論実習Ⅳ	1		
			栄養支援論	1		
			栄養支援論実習	1		
			歯科診療補助論	1		
			歯科診療補助論実習Ⅰ	1		
			歯科診療補助論実習Ⅱ	1		
			歯科診療補助論実習Ⅲ	1		
			歯科診療補助論実習Ⅳ	1		
			歯科診療補助論実習Ⅴ	1		
			歯科診療補助論実習Ⅵ	1		
	歯科診療補助論実習Ⅶ	1				
	歯科診療補助論実習Ⅷ	1				
	臨床実習		臨床実習 1 (臨地実習含む)	8		
臨床実習 2 (臨地実習含む)			12			
選択必修分野科目		AIとデータサイエンス	1			
		スポーツ科学		1		
		健康の科学		1		
		医学概論		1		
		先端歯科医療学		1		
		臨床内科学		1		
		臨床コミュニケーション論		1		
		キャリアデザイン		1		
		実用英語		1		
		口腔保健特論演習1	2			
		口腔保健特論演習2	2			
		グローバル歯科衛生		1		
卒業研究	卒業研究	2		2単位必修		

別表 2

## 専攻科授業科目及び単位数

部門	分野	科目名	単位数
専攻科目	A 群(講義・演習科目)		
	口腔保健衛生学概論に関する科目	社会歯科学	2
	臨床歯科医学に関する科目	歯冠・歯列欠損修復学	2
		成長発育学(顎・顔面)	2
	口腔疾患予防学に関する科目	口腔の健康学	2
	口腔保健指導に関する科目	口腔保健管理指導論	2
		口腔保健管理学	2
	歯科診療補助に関する科目	口腔先端歯科医療学	2
		摂食・嚥下リハビリテーション学	2
		専攻研究	4
B 群(実習科目)			
口腔保健衛生学に関する実習科目	専門診療科実習	10	
関連科目		頭頸部の基本構造	2
		歯の進化・人類学	2
専攻に係る単位以外科目		洋書講読	2